

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会設置要綱

平成24年4月1日改正

平成23年3月9日

総合政策部生活・協働・男女参画課

(設置)

第1条 新しい公共支援基金事業（以下「基金事業」という。）を推進するため、宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 基金事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 県の委託を受ける団体・組織における事業の選定
- (3) NPO等の支援対象者等が実施するモデル事業の選定等
- (4) 基金事業の進捗状況の把握と評価
- (5) 基金事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (6) 基金事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応

(構成)

第3条 運営委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 運営委員会は、総合政策部長が招集する。

- 2 運営委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、運営委員会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月9日から施行し、平成26年3月31日限りでその効力を失う。

別表（第3条関係）

宮崎県新しい公共支援基金事業運営委員会委員名簿

区 分	職 名 等	氏 名
学識経験者	宮崎産業経営大学 教授	眞嶋 一郎
中間支援組織	宮崎県社会福祉協議会 事務局次長	山崎 睦男
NPO等	ステージボランティアティンカーベル 事務局長	山口 映子
企業、経済団体	旭化成株式会社 延岡支社 延岡総務部 総務グループ 課長	敷石 輝幸
金融機関等	宮崎銀行 人事部 調査役代理	三原 宏美
会計の専門家	海野理香税理士事務所 所長	海野 理香
マスコミ	株式会社宮崎放送 経営総合本部 経営企画局付部長	中武 由香子
行政	宮崎県生活・協働・男女参画課長	松岡 弘高

計 8名